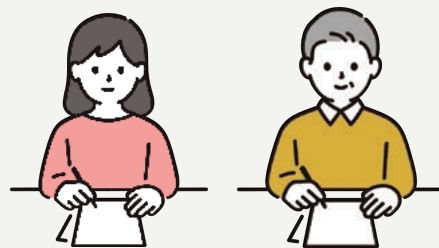


市民の皆さんからのご意見、ご提言等をこれからのまちづくりにいかします。

# 市政への手紙

## 市政への意見・提言メール

問 秘書広聴課 秘書広聴係 ☎72-2101 (内線121・122)



これからも市民の皆さんが安心して暮らし、働き、子育てができるまちを、市民の皆さんと一緒につくっていくため、市政に関するご意見・ご提言等をお寄せください。

### 「市政への手紙」・「市政への意見・提言メール」とは

#### check! 「市政への手紙」 — 今年で55年目を迎えます —

- 毎年7月を“手紙月間”として、ご意見やご提言等を募集しています。この広報紙に折り込まれている専用の用紙により、差出有効期間中は、切手を貼らずに手紙を送ることができます。
- お寄せいただいたご意見・ご提言等には、2週間を目安に回答します。なお、手紙月間中は手紙が集中するため、回答が遅れる場合があります。

#### check! 「市政への意見・提言メール」

- 茅野市ホームページ内に設けた「市政への意見・提言メール」ページのメールフォームから、ご意見やご提言等をお寄せください。
- いただきましたご意見やご提言等については、2週間を目安にメールで回答します。過去にいただきました「よくあるご意見・お問合せ」は、ホームページ内に掲載しています。

ホームページは  
こちらからどうぞ



※「市政への手紙」・「市政への意見・提言メール」は年間を通して受け付けをしています。

### 「市政への手紙」・「市政への意見・提言メール」の回答について

#### (1) 回答を希望される場合

- 内容について、担当部署から問い合わせをする場合がありますので、正確に、お名前・ご住所・電話番号(手紙の場合)・メールアドレス(メールの場合)のすべてを、必ずご記入ください。(未記入の場合は、回答をいたしかねます。)
  - いただいたご意見・ご提言等は市長が拝見し、担当部署に送付します。
  - その後、担当部署で調査・検討のうえ回答文を作成し、市長が確認してから回答します。回答までの日数はおよそ2週間となります。(内容により、さらにお時間をいただく場合もあります。)
- なお、次のいずれかに該当するものについては、回答いたしかねますのでご了承ください。
- 匿名であり、お名前・ご住所の記入の無いもの
  - 特定の個人や団体を誹謗中傷するもの
  - 市の業務と関係ないもの
  - 営利・営業を目的とするもの
  - 宗教に関するもの
  - 趣旨が不明確なもの など

#### (2) 回答が不要な場合

お名前・ご住所・連絡先(電話番号・メールアドレス)を記入する必要はありません。いただいたご意見・ご提言等は、市長が拝見した後、担当部署に送付し、市政運営の参考にさせていただきます。